◆物品契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)令和4年度第3四半期分

整理番号	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番 号)
1	じん芥クレーンバケット用シリンダ(東淀工場) 買入	産業用機器	(株)天満電機産業	1,914,000	令和4年10月6日	地方自治法施行令第 167条の2第1項第 2号	G30
2	ボイラー用肉盛溶接管1ほか33点(平野工場)買入	産業用機器	JEFエンジニアリング(株)	69,300,000	令和4年10月12日	地方自治法施行令第 167条の2第1項第 2号	G30
3	投入扉スライドゲート巻上装置(舞洲工場) 買入	産業用機器	日立造船(株)	4,840,000	令和4年10月18日	地方自治法施行令第 167条の2第1項第 2号	G30
4	ダストフィルターエレメントほか1点(舞洲工場) 買入	産業用機器	日立造船(株)	3,506,800	令和4年10月18日	地方自治法施行令第 167条の2第1項第 2号	G30
5	ボイラー用肉盛り水管パネル#1ほか13点 (東淀工場)買入	産業用機器	日立造船(株)	23,100,000	令和4年10月19日	地方自治法施行令第 167条の2第1項第 2号	G30
6	台車ローラほか15点(舞洲工場)買入	産業用機器	日立造船(株)	22,673,145	令和4年10月28日	地方自治法施行令第 167条の2第1項第 2号	G30
7	じん芥クレーン部品(舞洲工場)買入	産業用機器	富士ホイスト工業(株)	3,300,000	令和4年11月14日	地方自治法施行令第 167条の2第1項第 2号	G30
8	サイド軸受ほか1点買入	産業用機器	福島製作所(株)	880,000	令和4年11月25日	地方自治法施行令第 167条の2第1項第 2号	G30
9	ろ布(八尾工場)買入	産業用機器	三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)	6,022,550	令和4年12月1日	地方自治法施行令第 167条の2第1項第 2号	G30
10	中間火格子ブロックほか17点(東淀工場) 買入	産業用機器	日立造船(株)	30,305,000	令和4年12月1日	地方自治法施行令第 167条の2第1項第 2号	G30
11	クレーンバケット部品(#1)ほか1点(西淀 工場)買入	産業用機器	(株)福島製作所	2,200,000	令和4年12月2日	地方自治法施行令第 167条の2第1項第 2号	G30

12	クレーンバケット部品1ほか2点(平野工場) 買入	産業用機器	(株)福島製作所	8,211,500	令和4年12月2日	地方自治法施行令第 167条の2第1項第 2号	G30
13	コンベヤ用エプロン(舞洲工場)の買入	産業用機器	日立造船(株)	13,818,200	令和4年12月12日	地方自治法施行令第 167条の2第1項第 2号	G30
14	ろ布(東淀工場)買入	産業用機器	日立造船(株)	3,989,700	令和4年12月19日	地方自治法施行令第 167条の2第1項第 2号	G30
15	エレメントパイプほか 1 点(平野工場)買入	産業用機器	J F Eエンジニアリング (株)	2,487,100	令和4年12月19日	地方自治法施行令第 167条の2第1項第 2号	G30
16	加熱器用スリーブほか11点(東淀工場)買 入	産業用機器	日立造船(株)	4,176,700	令和4年12月23日	地方自治法施行令第 167条の2第1項第 2号	G30
17	クレーンバケット用部品(舞洲工場)買入	産業用機器	(株)福島製作所	3,740,000	令和4年12月27日	地方自治法施行令第 167条の2第1項第 2号	G30
18	アンモニアノズル用部品#1ほか3点(八尾工場)買入	産業用機器	三菱重工環境・化学エ ンジニアリング(株)	1,276,000	令和4年12月28日	地方自治法施行令第 167条の2第1項第 2号	G30

1 案件名称

じん芥クレーンバケット用シリンダ(東淀工場)買入

- 契約の相手方
 株式会社天満電機産業
- 3 随意契約理由

製品指定理由

今回購入するじん芥クレーンバケット用シリンダは、株式会社天満電機産業製の東 淀工場じん芥クレーンバケットの一構成部品であって、当該会社独自の技術により製 作されたものである。従って、本部品の詳細寸法及び関連機構・設計条件との関係上、 他社においては製作不可能である為、株式会社天満電機産業製の製品を指定するもの である。

業者選定理由

本部品は株式会社天満電機産業が直接販売を行っており、他社では取り扱いができない。

そのため、上記会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 東淀工場 (電話番号 06-6327-4541)

1 案件名称

ボイラー用肉盛溶接管1ほか33点(平野工場)買入

2 契約の相手方

JFEエンジニアリング(株)

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入するボイラー用肉盛溶接管1ほか33点は、JFEエンジニアリング(株)製の平野工場ボイラー設備に使用するものであり、当該会社独自の技術により製作されたものである。

従って、本部品の詳細寸法及び関連機構・ボイラー設備条件との関係上、他 社においては製作不可能である為、JFEエンジニアリング(株)の製品を指 定するものである。

(2) 業者選定理由

本部品はJFEエンジニアリング(株)が直接販売を行っており、他社では 取り扱いができないため、JFEエンジニアリング(株)と特名随意契約を行 うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場 (電話番号06-6707-3753)

1 案件名称

投入扉スライドゲート巻上装置(舞洲工場)買入

2 契約の相手方

日立造船株式会社

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入する投入扉スライドゲート巻上装置は、日立造船株式会社施工による舞 洲工場ごみ供給受入設備の一構成部品であって、本製品の詳細寸法、仕様、材質及び 関連機構との関係は、非公開の為他社では構造を知りえず、使用部品の調達も不可能 であるため、日立造船株式会社製品の選定を行う。

(2)業者選定理由

本部品は日立造船株式会社のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、日立造船株式会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場 (電話番号 06-6463-4153)

1 案件名称

ダストフィルターエレメントほか1点 (舞洲工場) 買入

2 契約の相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回買入するダストフィルターエレメントほか1点は、日立造船(株)設計・施工による舞洲工場加熱脱塩素化処理装置の主要部品であり、本製品の詳細寸法、仕様、材質は非公開のため他社では知りえず、同社以外の製品を使用することは不可能である。

(2)業者選定理由

本部品は日立造船(株)のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、日立造船(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号 06-6463-4153)

1 案件名称

ボイラー用肉盛り水管パネル#1ほか13点(東淀工場)買入

2 契約の相手方

日立造船株式会社

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入するボイラー用肉盛り水管パネル#1ほか13点は、日立造船株式会社設計・施工による東淀工場ボイラー設備の主要部品であり、独自の技術により製作されたものである。

従って、本部品の詳細寸法及び関連機構・ボイラー設計条件との関係上、他社においては製作不可能であるため、日立造船株式会社の製品を指定するものである。

(2) 業者選定理由

本部品は日立造船株式会社が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、日立造船株式会社と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 東淀工場

(電話番号 06-6327-4541)

1 案件名称

台車ローラほか15点 (舞洲工場) 買入

2 契約の相手方

日立造船(株)

- 3 随意契約理由
 - (1) 製品指定理由

今回買入する台車ローラほか15点は、日立造船(株)設計・施工による舞 洲工場焼却炉の主要部品であり、本製品の詳細な寸法及び関連機構との関係 は当該会社以外では知りえず、他社では製作不可能である。

(2)業者選定理由

本部品は日立造船(株)のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、日立造船(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号 06-6463-4153)

1 案件名称

じん芥クレーン部品(舞洲工場)買入

2 契約相手方

富士ホイスト工業(株)

3 随意契約理由

今回購入するじん芥クレーン部品は、じん芥クレーンに装備して使用するものである。舞洲工場のじん芥クレーン設備は、富士ホイスト工業(株)独自の技術により設計・製作されたものであり本製品の詳細な寸法及び関連機構との関係は当該会社以外では知りえず、設備全体において一貫した責任と性能について、保証させる必要がある。

その条件を満たすのは本設備を設計・製作した富士ホイスト工業(株)のみであることから当該会社に製品指定を行う。

また、本製品は、富士ホイスト工業(株)が直接販売を行っており、他社では取扱いが出来ないため富士ホイスト工業(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場 (電話番号06-6463-4153)

- 1 案件名称 サイド軸受ほか1点買入
- 2 契約の相手方(株)福島製作所
- 3 随意契約理由
- (1) 製品指定理由

今回購入するサイド軸受ほか1点は(株)福島製作所製の灰クレーンバケットの主要構成部品であって、当該会社独自の技術により設計・製作されたものである。本部品は形状寸法及び性能保証の関係から他社製品を使用できない。以上の理由により、(株)福島製作所製の製品を指定するものである。

(2) 業者選定理由

本部品は(株)福島製作所が直接販売を行っており、他社では取り扱いが 出来ないため、(株)福島製作所を特名随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 鶴見工場 (電話番号 06-6912-4700)

1 案件名称

ろ布 (八尾工場) 買入

2 契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング (株)

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入するろ布は、三菱重工業(株)において独自の技術により設計・施工された集じん設備の一構成品である。

従って、本製品の詳細な材質及び寸法等については、当該会社のみが知り得るものであり、他社においては製作不可能である。

なお、三菱重工業(株)については、事業構造改革により、環境部門を三菱 重工環境・化学エンジニアリング(株)に統合し、事業実施していることから、 三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)製の製品を指定する。

(2)業者選定理由

本製品は三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場 (電話番号072-923-4226)

1 案件名称

中間火格子ブロックほか17点(東淀工場)買入

2 契約の相手方

日立造船株式会社

3 随意契約理由

製品指定理由

今回購入する中間火格子ブロックほか17点は、日立造船株式会社製の東淀工場焼却設備の一構成部品であって、当該会社独自の技術により製作されたものである。従って、本部品の詳細寸法及び関連機構・設計条件との関係上、他社においては製作不可能である為、日立造船株式会社製の製品を指定するものである。

業者選定理由

本部品は日立造船株式会社が直接販売を行っており、他社では取り扱いができない。そのため、上記会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東淀工場 (電話番号 06-6327-4541)

1 案件名称

クレーンバケット部品(#1)ほか1点(西淀工場) 買入

2 契約相手方

(株) 福島製作所

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入するクレーンバケット部品(#1)ほか1点は、ごみを焼却炉に入れるためのじん芥クレーンバケットの一部品であり(株)福島製作所独自の技術により設計されたものである。本製品の関連機構との関係は非公開のため他社では知りえず、またクレーンバケット全体において一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があるため、この条件を満たすのは本設備を設計・製作した(株)福島製作所のみである。したがって、(株)福島製作所の製品指定を行う。

(2)業者選定理由

本製品は、(株)福島製作所が直接販売を行っており、他社では取扱いができないため、(株)福島製作所と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場 (電話番号 0 6 - 6 4 7 2 - 3 0 0 0)

1 案件名称

クレーンバケット部品1ほか2点(平野工場)買入

2 契約の相手方

(株) 福島製作所

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入する部品は、(株) 福島製作所製のクレーンバケットに取付ける主要構成部品であり、当該会社独自の技術により設計・製作されたものである。

したがって、本製品の詳細寸法、仕様、材質は、非公開のため他社では構造を知りえず、製作が不可能であるため、(株) 福島製作所製の製品を指定するものである。

(2)業者選定理由

クレーンバケット部品は(株)福島製作所のみが直接販売を行っており、他社で は取り扱いができないため、(株)福島製作所と特名随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場 (電話番号 06-6707-3753)

1 案件名称

コンベヤ用エプロン(舞洲工場)買入

2 契約の相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入するコンベヤ用エプロンは、日立造船(株)施工による舞洲工場破砕施設における可燃・不燃設備の一構成部品であって、本製品の詳細寸法、仕様、材質及び関連機構との関係は、非公開のため他社では知りえず、使用部品の調達が不可能である。よって、日立造船(株)製品とする。

(2) 業者選定理由

本部品は日立造船(株)が直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、日立造船(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号 06-6463-4153)

1 案件名称

ろ布 (東淀工場) 買入

2 契約の相手方

日立造船株式会社

3 随意契約理由

製品指定理由

今回購入するバグフィルター用ろ布は、日立造船株式会社製の東淀工場排ガス 処理設備の構成部品であって、当該会社独自の技術により製作されたものである。 従って、本部品の詳細寸法及び関連機構・設計条件との関係上、他社においては 製作不可能である為、日立造船株式会社製の製品を指定するものである。

業者選定理由

本部品は日立造船株式会社が直接販売を行っており、他社では取り扱いができない。そのため、上記会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東淀工場 (電話番号 06-6327-4541)

1 案件名称

エレメントパイプほか1点(平野工場)買入

2 契約の相手方

JFEエンジニアリング(株)

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入するエレメントパイプほか1点は、平野工場ボイラー設備のスートブロワの主要部品であり、JFEエンジニアリング(株)と汽罐部品製造(株)により設計された特注品である。従って本部品は、形状寸法、材質及び性能保証の関係から他社製品を使用することは不可能である。

(2)業者選定理由

本部品はJFEエンジニアリング(株)のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、JFEエンジニアリング(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

(電話番号 06-6707-3753)

1 案件名称

加熱器用スリーブほか11点(東淀工場)買入

2 契約の相手方

日立造船株式会社

3 随意契約理由

製品指定理由

今回購入する加熱器用スリーブほか11点は、日立造船株式会社製の東淀工場 焼却設備の一構成部品であって、当該会社独自の技術により製作されたものであ る。従って、本部品の詳細寸法及び関連機構・設計条件との関係上、他社におい ては製作不可能である為、日立造船株式会社製の製品を指定するものである。

業者選定理由

本部品は日立造船株式会社が直接販売を行っており、他社では取り扱いができない。そのため、上記会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東淀工場 (電話番号 06-6327-4541)

1 案件名称

クレーンバケット用部品 (舞洲工場) 買入

2 契約の相手方

株式会社福島製作所

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入するクレーンバケット用部品は、じん芥クレーンバケットに装備して使用するものである。

当工場のじん芥クレーンバケットは、株式会社福島製作所の独自技術により設計・ 製作されたものであり、本製品の詳細な寸法及び関連機構との関係は当該会社以外 では知りえず、他社では製作不可能である。以上のことから株式会社福島製作所の 製品を指定するものである。

(2) 業者選定理由

本製品は、株式会社福島製作所が直接販売を行っており、他社では取扱が出来ないため、株式会社福島製作所と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞測工場 (電話番号06-6463-4153)

1 案件名称

アンモニアノズル用部品#1ほか3点(八尾工場)買入

2 契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回買入するアンモニアノズル用部品#1ほか3点は、三菱重工業(株)に おいて独自の技術により設計・施工されたアンモニア水噴霧設備の一構成品で あり、当該会社独自の技術により製作されたものである。

従って本製品の詳細寸法、関連機構及びアンモニア水噴霧設備の設計条件は、 当該会社のみが知り得るものであり、他社においては本製品の製作は不可能で ある。

なお、三菱重工業(株)については、事業構造改革により、環境部門を三菱 重工環境・化学エンジニアリング(株)に統合し、事業実施していることから、 三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)製の製品を指定する。

(2) 業者選定理由

本部品は三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場 (電話番号 072-923-4226)